

# 推 奨 品 選 定 基 準

## 1 目的

この選定基準は、推奨品選定要綱第8条の規定により次のように定めるものとする。

## 2 審査項目

### (1) 菓子・食品部門

- ① 郷土色
- ② 趣向（表現の豊かさ・センス・見栄え）
- ③ 商品と価格のバランス
- ④ 味覚

菓子・食品部門は、『観光土産品の表示に関する公正競争規約（全国観光土産品公正取引協議会設定）』に定められている下記事項が遵守されていることが前提となります。

#### ①必要表示事項

消費者の適切な商品選択の目安として必ず表示しなければならない事項を、容器または包装に表示すること。

#### ②過大な包装の禁止

内容量を誤認されるおそれがある容器または包装を用いてはならない。  
(アゲゾコ・ガクブチ・アンコなど)

#### ③特定事項の表示基準

あいまいな表現や消費者に過度の期待を抱かせるような表示をしないこと。

#### ④不当表示の禁止

本物でないものを本物であるかのような表示、特定の原材料を使用していないのに使用しているかのような表示など。

### (2) 民芸・工芸部門

- ① 郷土色
- ② 意匠（創造性、美術性、堅牢性）
- ③ 商品と価格のバランス

## 3 審査方法

- ① 項目ごとに5点満点で点数を記入
- ② 「合計」の欄に合計の点数を記入

## 4 認定基準

選定の有無は、選定委員全員の総合計が6割以上のものを認定商品とする。

例) 選定委員15人で菓子・食品部門の場合

4項目各5点満点で合計300点中、180点以上のものを認定商品とする。

## 5 更新の場合

更新の場合は、上記の方法ではなく、可または否を記入するものとする。  
可が審査員の6割超えたものは更新を認定するものとする。

附則

この基準は、令和元年9月17日から施行する。